

同表下欄に掲げる通知書とする。

一 条例第二十八条第一項の規定により保有特定個人情報全部の開示する旨の決定をした場合	保有特定個人情報開示決定通知書(別記第三号様式)
二 条例第二十八条第一項の規定により保有特定個人情報の一部を開示する旨の決定をした場合	保有特定個人情報一部開示決定通知書(別記第四号様式)
三 条例第二十八条第一項の規定により保有特定個人情報全部の開示しない旨の決定(条例第三十三条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る保有特定個人情報を保有していないときの当該決定を含む。)をした場合	保有特定個人情報非開示決定通知書(別記第五号様式)

2 条例第二十八条第三項に規定する書面は、決定期間延長通知書(保有特定個人情報開示請求)(別記第六号様式)とする。

3 条例第二十八条第六項に規定する実施機関が定める事項は、当該公文書の作成年月日、当該開示請求者以外のものに係る情報の内容その他必要な事項とする。

4 教育委員会は、条例第二十八条第六項の規定により開示請求者以外のものに意見を提出する機会を与える場合は、意見照会書(別記第七号様式)により通知するものとする。

5 教育委員会は、条例第二十八条第七項に規定する反対意見書が提出された場合において、当該反対意見書に係る保有特定個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定(以下「開示決定」という。)をしたときは、直ちに開示決定に係る通知書(別記第八号様式)により反対意見書を提出したものに通知するものとする。  
(電磁的記録に記録された保有特定個人情報の開示方法)

第五条 条例第二十九条第二項の規定により、電磁的記録(ビデオテープ及び録音テープを除く。以下この項において同じ。)に記録された保有特定個人情報の開示は、電磁的記録に記録された当該保有特定個人情報に係る部分を印刷物として出力したものの閲覧又は交付により行う。

2 前項の規定にかかわらず、電磁的記録に記録された当該保有特定個人情報に係る部分をディスプレイ等映像又は音声の出力装置に出力したものの視聴又はフロッピーディスク、光ディスクその他の電磁的記録媒体に複写したものの交付が容易であるとき

は、電磁的記録に記録された当該保有特定個人情報の視聴又は当該複写したものの交付により開示を行うことができる。

(開示の実施等)

第六条 保有特定個人情報の開示を写しの交付の方法により受ける者は、保有特定個人情報の開示(写しの交付)申込書(別記第九号様式)を提出しなければならない。

2 保有特定個人情報の開示を行う場合において、写しを交付するときの交付部数は、請求があつた保有特定個人情報記録された公文書一件につき一部とする。

3 教育委員会は、保有特定個人情報記録された公文書の閲覧又は視聴を受ける者が当該閲覧又は視聴に係る保有特定個人情報記録された公文書を汚損し、若しくは破損し、又はその内容を損傷するおそれがあると認めるときは、当該保有特定個人情報記録された公文書の閲覧又は視聴の中止を命ずることができる。

(未成年者又は本人の確認書の提出)

第七条 教育委員会は、未成年者の法定代理人による開示請求がなされた場合であつて、当該未成年者が満十五歳に達しているときは、開示することが条例第三十条第八号に規定する事項に該当するかどうかを判断するために、当該未成年者に開示についての確認書(別記第十号様式)の提出を求めることができる。

2 教育委員会は、任意代理人による開示請求がなされた場合は、当該開示請求の対象となる保有特定個人情報の内容が、本人による代理権の授権の範囲と合致するかどうかを判断するために、当該本人に対し、開示についての確認書(別記第十一号様式)の提出を求めなければならない。

(訂正請求書の提出)

第八条 条例第三十六条第一項の規定に基づき訂正請求をしようとする者は、保有特定個人情報訂正請求書(別記第十二号様式)を教育委員会に提出しなければならない。

(訂正請求者の確認等)

第九条 条例第三十六条第三項において準用する条例第二十七条第二項に規定する書類については、第三条第二項及び第三項の規定を準用する。

2 教育委員会は、訂正請求に係る保有特定個人情報の開示の決定を受けたものであることを確認する必要があると認めるときは、訂正請求をしようとする者に対し、保有

特定個人情報開示決定通知書又は保有特定個人情報一部開示決定通知書の提示を求め  
ることができ  
る。

(訂正決定通知書等)

第十条 条例第三十八条第二項に規定する書面は、保有特定個人情報訂正決定通知書

(別記第十三号様式)とする。

2 条例第三十八条第三項に規定する書面は、保有特定個人情報非訂正決定通知書(別  
記第十四号様式)とする。

3 条例第三十八条第五項において準用する条例第二十八条第三項に規定する書面は、  
決定期間延長通知書(保有特定個人情報訂正請求)(別記第十五号様式)とする。

(事案移送通知書)

第十一条 教育委員会は、条例第三十四条第一項又は第三十九条第一項の規定により事  
案を移送した場合は、事案移送通知書(開示請求・訂正請求)(別記第十六号様式)  
により開示請求者又は訂正請求者に通知するものとする。

(利用停止請求書の提出)

第十二条 条例第四十二条第一項の規定に基づき利用停止請求をしようとする者は、保  
有特定個人情報利用停止請求書(別記第十七号様式)を教育委員会に提出しなければ  
ならない。

(利用停止請求者の確認等)

第十三条 条例第四十二条第二項において準用する条例第二十七条第二項に規定する書  
類については、第三条第二項及び第三項の規定を準用する。

2 教育委員会は、利用停止請求に係る保有特定個人情報が開示の決定を受けたもので  
あることを確認する必要があると認めるときは、利用停止請求をしようとする者に対  
し、保有特定個人情報開示決定通知書又は保有特定個人情報一部開示決定通知書の提  
示を求めることができる。

(利用停止決定通知書等)

第十四条 条例第四十四条第二項に規定する書面は、保有特定個人情報利用停止決定通  
知書(別記第十八号様式)とする。

2 条例第四十四条第三項に規定する書面は、保有特定個人情報利用非停止決定通知書

(別記第十九号様式)とする。

3 条例第四十四条第五項において準用する条例第二十八条第三項に規定する書面は、  
決定期間延長通知書(保有特定個人情報利用停止請求)(別記第二十号様式)とする。

(審査会に諮問した旨の通知)

第十五条 教育委員会は、条例第四十七条において準用する東京都個人情報の保護に関  
する条例(平成二年東京都条例第百十三号。以下「個人情報保護条例」という。)第  
二十四条の三の規定により通知する場合は、審査会諮問通知書(別記第二十一号様  
式)によって行うものとする。

(審査会への提出資料等の閲覧等)

第十六条 条例第四十七条において準用する個人情報保護条例第二十五条の五第一項の  
規定に基づき、個人情報保護条例第二十五条に規定する東京都個人情報保護審査会に  
提出された意見書又は資料の閲覧又は複写を請求しようとする者は、審査会提出資料  
等閲覧・複写請求書(別記第二十二号様式)を教育委員会に提出しなければならない。  
2 教育委員会は、前項の規定により審査会提出資料等閲覧・複写請求書が提出された  
ときは、速やかに当該閲覧又は複写の可否を決定し、審査会提出資料等閲覧・複写承  
諾通知書(別記第二十三号様式)、審査会提出資料等閲覧・複写一部承諾通知書(別  
記第二十四号様式)又は審査会提出資料等閲覧・複写拒否通知書(別記第二十五号様  
式)により、当該閲覧・複写請求書を提出した者に通知するものとする。

附 則

この規則は、平成二十八年一月一日から施行する。



第3号様式 (第4条関係)

第 年 月 日 号

保有特定個人情報開示決定通知書

様

東京都教育委員会 印

年 月 日付けの保有特定個人情報の開示請求に対して、東京都特定個人情報の保護に関する条例第28条第1項の規定により、次とおり保有特定個人情報の全部を開示することを決定したので通知します。

1 請求に係る保有特定個人情報の内容			
2 保有特定個人情報の開示の日時及び場所	日時	年 月 日	午前 午後 時 分
3 担当課	場所		
4 備考	電話番号		

注1 当日は、この通知書と請求者本人であることを証明する書類を持参してください。  
 注2 上記の日時においてでない場合は、事前に電話等で担当課まで連絡してください。

(日本工業規格A列4番)

第4号様式 (第4条関係)

第 年 月 日 号

保有特定個人情報一部開示決定通知書

様

東京都教育委員会 印

年 月 日付けの保有特定個人情報の開示請求に対して、東京都特定個人情報の保護に関する条例第28条第1項の規定により、次とおり保有特定個人情報の一部を開示することを決定したので通知します。

1 請求に係る保有特定個人情報の内容			
2 保有特定個人情報の開示の日時及び場所	日時	年 月 日	午前 午後 時 分
3 開示しない部分及びその理由	場所		
4 担当課	(東京都特定個人情報の保護に関する条例第30条第 号に該当)		
5 備考	電話番号		

注1 当日は、この通知書と請求者本人であることを証明する書類を持参してください。  
 注2 上記の日時においてでない場合は、事前に電話等で担当課まで連絡してください。  
 注3 この決定に不服がある場合には、この決定があったこと知った日の翌日から起算して60日以内に、東京都教育委員会に対して異議申立てをすることができます(なお、この決定があったこと知った日の翌日から起算して60日以内であれば、この決定の日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。)  
 注4 この決定については、この決定があったこと知った日の翌日から起算して6月以内に、東京都を被告として(訴訟において東京都を代表する者は東京都教育委員会となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったこと知った日の翌日から起算して6月以内であれば、この決定の日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、上記3の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったこと知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。)

(日本工業規格A列4番)

第5号様式（第4条関係）

	保有特定個人情報非開示決定通知書 様 東京都教育委員会 印	第 年 月 日 号
年 月 日付けの保有特定個人情報の開示請求に対して、東京都特定個人情報の保護に関する条例第28条第1項の規定により、次のとおり保有特定個人情報の全部を開示しないことを決定したので通知します。		
1 請求に係る保有特定個人情報の内容		
2 開示しない理由	(東京都特定個人情報の保護に関する条例第30条第 号に該当)	
3 担 当 課		
4 備 考	電話番号	

注1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、東京都教育委員会に対して異議申立てをすることができます（なお、この決定が算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。）  
 注2 この決定については、(訴訟において東京都を代表する者は東京都教育委員会となります。)、処分から起算して6月以内であっても、この決定の日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、上記1の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(日本工業規格A列4番)

第6号様式（第4条関係）

	決定期間延長通知書 (保有特定個人情報開示請求) 様 東京都教育委員会 印	第 年 月 日 号
年 月 日付けの保有特定個人情報の開示請求を知して、東京都特定個人情報の保護に関する条例第28条第3項の規定により、次のとおり開示決定等の期間を延長したので通知します。		
1 請求に係る保有特定個人情報の内容		
2 東京都特定個人情報の保護に関する条例第28条第1項の規定による決定期間	年 月 日から	年 月 日まで
3 延長後の決定期間	年 月 日から	年 月 日まで
4 延 長 理 由		
5 担 当 課	電話番号	
6 備 考		

(日本工業規格A列4番)

第7号様式(第4条関係)

号 日 月 年  
意見照会書

様

東京都教育委員会 印

東京都特定個人情報情報の保護に関する条例に基づき、次のとおり\_\_\_\_\_に関する情報が  
含まれた保有特定個人情報について開示請求がありました。  
本件開示請求に係る保有特定個人情報の開示決定等について御意見があれば、別紙「開示  
決定等に係る意見書」により、\_\_\_\_\_年\_\_月\_\_日までに回答してください。

1 開示請求に係る保有 特定個人情報記録さ れた公文書の件名及び 作成年月日	
2 _____に関する 情報の内容	
3 担当課及び意見書 提出先	電話番号
4 備考	

(日本工業規格A列4番)

別紙

開示決定等に係る意見書

年 月 日

東京都教育委員会 殿

住所又は居所  
氏 名  
〔 法人その他の団体にあつては、その名称、  
事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名 〕

\_\_\_\_\_年\_\_月\_\_日付 \_\_\_\_\_号で照会のあつた件について、次のとおり回答します。

1 開示請求に係る保有 特定個人情報記録さ れた公文書の件名	
2 開示決定に対する反対 意思の有無	有 無
3 意見(開示決定に反対 する理由)	

(日本工業規格A列4番)

第8号様式(第4条関係)

第 年 月 日 号

開示決定に係る通知書

東京都教育委員会 印

年 月 日付けの に関する情報が含まれた保有特定個人情報  
の開示請求について、東京都特定個人情報保護の保護に関する条例第28条第1項の規定により、  
次のとおり保有特定個人情報を開示することを決定したので通知します。

1	開示請求に係る保有特定個人情報記録された公文書の件名	
2	開示決定をした理由	
3	開示をする日	年 月 日
4	担当課	
5	備考	電話番号

注1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、東京都教育委員会に対して異議申立てをすることができ、この決定が  
あつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定が  
算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。)

2 この決定については、(訴訟において東京都を代表する者は東京都教育委員会となり、  
東京都を被告として(訴訟において東京都を代表する者は東京都教育委員会となり、  
す。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。(なお、この決定があつたことを  
知つた日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を  
経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。))。ただし、上記1の  
異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があつたことを知つた日の翌日か  
ら起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができ、

(日本工業規格A列4番)

第9号様式(第6条関係)

領 収 書

保有特定個人情報の開示(写しの交付)申込書

氏名(名称)及び住所(所在地)

年 月 日付 第 号で通知  
があつた保有特定個人情報の開示(写し  
の交付)を次のとおり申し込みます。

保有特定個人 情報の内容	開示の方法	金 額
	写しの交付 ( 枚)	円
	写しの交付 ( 枚)	円
納付額計		円

年 月 日

職

主管部課(所)名  
(窓口控)

領 収 書 控

領 収 書

氏名(名称)及び住所(所在地)

年 月 日付 第 号による  
保有特定個人情報の開示(写しの交付)  
に係る開示手数料として、次の金額を領  
収しました。

保有特定個人 情報の内容	開示の方法	金 額
	写しの交付 ( 枚)	円
	写しの交付 ( 枚)	円
納付額計		円

年 月 日

職氏名

主管部課(所)名  
(請求者交付用)

領 収 書 控

領 収 書 控

氏名(名称)及び住所(所在地)

年 月 日付 第 号による  
保有特定個人情報の開示(写しの交付)に  
係る開示手数料として、次の金額を領収し  
ました。

保有特定個人 情報の内容	開示の方法	金 額
	写しの交付 ( 枚)	円
	写しの交付 ( 枚)	円
納付額計		円

年 月 日

職氏名

主管部課(所)名  
(金銭出納員控)

(日本工業規格A列4番)

第10号様式 (第7条関係)

第 年 月 日

様

東京都教育委員会 印

以下の確認書は、別紙保有特定個人情報開示請求書の写しのとおり、  
 付けであった法定代理人である 様から請求があったあなたを本人とする  
 保有特定個人情報の開示について、あなた自身の意思を確認するものです。御自身で「同意する」  
 「同意しない」のいずれかを○で囲んで、住所又は居所及び氏名を御記入の上、  
 月 日までに返送してください。  
 なお、開示に同意された場合であっても、東京都特定個人情報の保護に関する条例第30条の規定  
 により非開示となる場合があります。

確 認 書

私の法定代理人 \_\_\_\_\_ が私に代わって別紙保有特定個人情報開示請求書の写しの  
 とおり請求した私を本人とする保有特定個人情報について、私の法定代理人 \_\_\_\_\_ へ  
 開示することに

- 1 同意する。
- 2 同意しない。

(「同意する」「同意しない」のいずれかを御自身で○で囲んでください。)

年 月 日

住所又は居所

氏 名

(氏名は、必ず御自身で書いてください。)

(日本工業規格A列4番)

第11号様式 (第7条関係)

第 年 月 日

様

東京都教育委員会 印

別紙保有特定個人情報開示請求書の写しのとおり、  
 代理人である 様から請求があったあなたを本人とする保有特定個人情報  
 以下の内容となります。

請求に係る  
 保有特定個人  
 情報の内容

以下の確認書は、上記の保有特定個人情報の開示について、あなた自身の意思を確認するもので  
 す。御自身で「同意する」「同意しない」のいずれかを○で囲んで、住所又は居所及び氏名を御記  
 入の上、  
 年 月 日までに返送してください。  
 なお、開示に同意された場合であっても、東京都特定個人情報の保護に関する条例第30条の規定  
 により非開示となる場合があります。

確 認 書

私の任意代理人 \_\_\_\_\_ が私に代わって別紙保有特定個人情報開示請求書の写しのと  
 おり請求した私を本人とする保有特定個人情報について、私の任意代理人 \_\_\_\_\_ へ開示  
 することに

- 1 同意する。
- 2 同意しない。

(「同意する」「同意しない」のいずれかを御自身で○で囲んでください。)

年 月 日

住所又は居所

氏 名

(氏名は、必ず御自身で書いてください。)

(日本工業規格A列4番)



保有特定個人情報訂正請求書

年 月 日

東京都教育委員会 殿

住所又は居所  
請求者 氏 名  
電 話 番 号

東京都特定個人情報保護に関する条例第36条第1項の規定に基づき、次のとおり請求します。

1	開示された保有特定個人情報の内容	
2	訂正を求める内容	
※担当課処理欄	請求者の 請求資格確認欄	
	請求者に合致することを証明する書類等	
※備考		

- 注 1 訂正を求める内容が事実と合致することを証明する書類等を提出し、又は提示してください。
- 法定代理人又は任意代理人による請求の場合は、請求者であることを証明する書類に加え、資格を有することを証明する書類を提出し、又は提示してください。
  - 開示の決定を受けたことの確認に必要な場合は、保有特定個人情報開示決定通知書又は保有特定個人情報一部開示決定通知書の提示を求めることがあります。
  - ※印刷欄は、記入しないでください。

(日本工業規格A列4番)

保有特定個人情報訂正決定通知書

第 年 月 日 号

様

東京都教育委員会 印

年 月 日付けの保有特定個人情報の訂正請求に対して、東京都特定個人情報の保護に関する条例第38条第1項の規定により、次のとおり訂正することを決定したので通知します。

1	開示された保有特定個人情報の内容	
2	訂正する保有特定個人情報の内容	
3	一部訂正とする理由 (一部訂正を行うときのみ記入)	
4	担当課	電話番号
5	備考	

- 注 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、東京都教育委員会に対して異議申立てをすることができます (なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。)
- この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、東京都を被告として (訴訟において東京都を代表する者は東京都教育委員会となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます (なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であれば、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、上記1の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。)

(日本工業規格A列4番)

第14号様式 (第10条関係)

第 年 月 日 号

保有特定個人情報非訂正決定通知書

様

東京都教育委員会 印

年 月 日付けの保有特定個人情報の訂正請求に対して、東京都特定個人情報の保護に関する条例第38条第1項の規定により、次のとおり訂正しないことを決定したので通知します。

1 請求に係る保有特定個人情報の内容	
2 訂正しない理由	
3 担当課	
4 備考	電話番号

注1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、東京都教育委員会に対して異議申立てをすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であったとしても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。)

注2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、東京都を被告として(訴訟において東京都を代表する者は東京都教育委員会となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(日本工業規格A列4番)

第15号様式 (第10条関係)

第 年 月 日 号

決定期間延長通知書  
(保有特定個人情報訂正請求)

様

東京都教育委員会 印

年 月 日付けの保有特定個人情報の訂正請求に対して、東京都特定個人情報の保護に関する条例第38条第5項において準用する同条例第28条第3項の規定により、次のとおり訂正決定等の期間を延長したので通知します。

1 請求に係る保有特定個人情報の内容	
2 東京都特定個人情報の保護に関する条例第38条第1項の規定による決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
3 延長後の決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
4 延長理由	
5 担当課	電話番号
6 備考	

(日本工業規格A列4番)

第 年 月 日 号

事業移送通知書  
(開示請求・訂正請求)

様

東京都教育委員会 印

年 月 日付けであった開示請求又は訂正請求について、東京都特定個人情報  
の保護に関する条例第34条第1項又は第39条第1項の規定により、次のおり事業を移送  
したので通知します。

1 保有特定個人情報 の件名	
2 事務担当課	局 (室) 部 (所) 課
3 移送を受けた実施機 関における事務担当組 織	電話 内線
4 移送をした日	電話 内線
5 移送をした理由	
6 備 考	

注 本件開示請求については、移送を受けた実施機関において開示決定等することとな  
ります。  
不明な点は、事務担当課にお問い合わせください。

(日本工業規格A列 4番)

保有特定個人情報利用停止請求書

年 月 日

東京都教育委員会 殿

住所又は居所  
請求者 氏 名  
電 話 番 号

東京都特定個人情報の保護に関する条例第42条第1項の規定に基づき、次のおり請求します。

1 開示された保有特 定個人情報の内容	
2 利用停止請求の趣旨 (該当するものを○で囲 んでください。)	(1) 利用の停止 (2) 消去 (3) 提供の停止
3 利用停止を求める 理由	

※担当課処理欄	請求者確認欄	
	請求者確認欄	
	請求資格確認欄	

注 1 「開示された保有特定個人情報の内容」欄は、請求をしようとする保有特定個人情報  
特定できるよう具体的に記入してください。  
2 法定代理人又は任意代理人による請求の場合は、請求者であることを証明する書類に  
加え、資格を有することを証明する書類を提出し、又は提示してください。  
3 開示の決定を受けたことの確認に必要な場合は、保有特定個人情報開示決定通知書又は  
保有特定個人情報一部開示決定通知書の提示を求められます。  
4 ※印刷欄は、記入しないでください。

(日本工業規格A列 4番)

第18号様式 (第14条関係)

第 年 月 日

保有特定個人情報利用停止決定通知書

様

東京都教育委員会 印

年 月 日付けの保有特定個人情報の利用停止請求に対して、東京都特定個人情報保護に関する条例第44条第1項の規定により、次のとおり利用停止をすることを決定したので通知します。

1 開示された保有特定個人情報の内容	
2 利用停止の内容	
3 利用停止年月日	年 月 日
4 担当課	
5 備考	電話番号

注1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、東京都教育委員会に対して異議申立てをすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。)

2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、東京都を被告として(訴訟において東京都を代表する者は東京都教育委員会となります)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(日本工業規格A列4番)

第19号様式 (第14条関係)

第 年 月 日

保有特定個人情報利用非停止決定通知書

様

東京都教育委員会 印

年 月 日付けの保有特定個人情報の利用停止請求に対して、東京都特定個人情報保護に関する条例第44条第1項の規定により、次のとおり利用停止をしないことを決定したので通知します。

1 請求に係る保有特定個人情報の内容	
2 利用停止しない理由	
3 担当課	
4 備考	電話番号

注1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、東京都教育委員会に対して異議申立てをすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。)

2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、東京都を被告として(訴訟において東京都を代表する者は東京都教育委員会となります)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(日本工業規格A列4番)

第 年 月 日 号

決定期間延長通知書  
(保有特定個人情報利用停止請求)  
様

東京都教育委員会 印

年 月 日付けの保有特定個人情報利用停止請求に対して、東京都特定個人情報保護に関する条例第44条第5項において運用する同条例第28条第3項の規定により、次のとおり利用停止決定の期間を延長したので通知します。

1 請求に係る保有特定個人情報内容	
2 東京都特定個人情報の保護に関する条例第44条第1項の規定による決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
3 延長後の決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
4 延長理由	
5 担当課	電話番号
6 備考	

(日本工業規格A列 4番)

第 年 月 日 号

審査会審問通知書  
様

東京都教育委員会 印

年 月 日付けの不服申立てについて、東京都特定個人情報保護に関する条例第47条において運用する東京都個人情報保護審査会に審問したので通知します。

1 不服申立てに係る決定及びその内容	
2 不服申立ての内容	
3 審問をした日	年 月 日
4 担当課	電話番号
5 備考	

(日本工業規格A列 4番)

第22号様式 (第16条関係)

審査会提出資料等閲覧・複写請求書

年 月 日

東京都教育委員会 殿

氏名  
郵便番号  
住所又は居所  
請求者 電話

〔法人その他の団体の担当者その他  
事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名〕

連絡先 氏名  
電話

〔法人その他の団体の担当者その他  
連絡可能な方を記載してください。〕

東京都特定個人情報情報の保護に関する条例第47条において準用する東京都個人情報情報の保護に関する条例第25条の5第1項の規定に基づき、次のとおり東京都個人情報保護審査会に提出された意見書又は資料の閲覧・複写を請求します。

1 請求する意見書又は資料の件名又は内容	
2 閲覧・複写の区分 (1) から (3) までのうち、該当するものを一つ〇で囲んでください。	(1) 閲覧 (2) 複写 (3) 閲覧した後に必要なものだけ複写

(日本工業規格 A列 4番)

第23号様式 (第16条関係)

第 年 月 日 号

審査会提出資料等閲覧・複写承諾通知書

様

東京都教育委員会 印

年 月 日付けであった審査会提出資料等閲覧・複写請求に対して、次のとおり承諾することとしたので通知します。

1 審査会提出資料等の件名又は内容			
2 閲覧又は複写の日時及び場所	日時	年 月 日	午前 時 分 午後
	場所		
3 担当課			
4 備考	電話番号		

(日本工業規格 A列 4番)

第24号様式 (第16条関係)

第 年 月 日

審査会提出資料等閲覧・複写一部承諾通知書  
様

東京都教育委員会 印

年 月 日付けであった審査会提出資料等閲覧・複写請求に対して、次のとおり一部承諾することとしたので通知します。

1 審査会提出資料等の 件名又は内容			
2 閲覧・複写を一部拒否する理由			
3 閲覧又は複写の日時 及び場所	日時	年 月 日	午前 時 分 午後
	場所		
4 担当 課	電話番号		
5 備考			

注1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、東京都教育委員会に対して異議申立てをすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。）。

注2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、東京都を被告として（訴訟において東京都を代表する者は東京都教育委員会となり、処分取消の訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。））。ただし、上記1の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(日本工業規格A列4番)

第25号様式 (第16条関係)

第 年 月 日

審査会提出資料等閲覧・複写拒否通知書  
様

東京都教育委員会 印

年 月 日付けであった審査会提出資料等閲覧・複写請求に対して、次のとおり拒否することとしたので通知します。

1 審査会提出資料等の 件名又は内容			
2 閲覧・複写を拒否する理由			
3 担当 課	電話番号		
4 備考			

注1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、東京都教育委員会に対して異議申立てをすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。）。

注2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、東京都を被告として（訴訟において東京都を代表する者は東京都教育委員会となり、処分取消の訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。））。ただし、上記1の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(日本工業規格A列4番)

# 告 示 (選)

●東京都選挙管理委員会告示第百三十一号

東京都選挙管理委員会事務局

東京都選挙管理委員会が保有する特定個人情報の保護に関する規程を次のように定める。

平成二十七年十二月二十四日

東京都選挙管理委員会

東京都選挙管理委員会が保有する特定個人情報の保護に関する規程

(趣旨)

第一条 この規程は、東京都特定個人情報の保護に関する条例(平成二十七年東京都条例第百四十一号。以下「条例」という。)における東京都選挙管理委員会(以下「委員会」という。)が保有する特定個人情報の保護に関し、必要な事項を定めるものとする。

(開示請求書の提出)

第二条 条例第二十七条第一項の規定に基づき開示請求をしようとする者は、保有特定個人情報開示請求書(別記第一号様式)を委員会に提出しなければならない。

(開示請求者の確認)

第三条 条例第二十七条第二項に規定する開示請求に係る保有特定個人情報の本人の個人番号が記載されている書類は、次の各号のいずれかに掲げる書類とする。

- 一 個人番号カード
  - 二 通知カード
  - 三 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第十二条第一項に規定する住民票の写し又は住民票記載事項証明書であつて、氏名、出生の年月日、男女の別、住所及び個人番号が記載されたもの
- 2 条例第二十七条第二項及び第二十九条第一項に規定する開示請求に係る保有特定個人情報本人であることを証明するために必要な書類は、次の各号のいずれかに掲げる書類とする。

一 個人番号カード

二 運転免許証、運転経歴証明書(交付年月日が平成二十四年四月一日以降のものに限る。)、旅券、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書又は官公署から発行若しくは発給されたその他の書類若しくはこれに類する書類であつて、氏名及び出生の年月日若しくは住所(以下「個人識別事項」という。)が記載され、かつ写真の表示その他の当該書類に施された措置によつて、当該書類の提示を行う者が当該個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であることを確認することができるものとして委員会が適当と認めるもののうちからいずれか一つ

三 国民健康保険、健康保険、船員保険、後期高齢者医療若しくは介護保険の被保険者証、健康保険日雇特例被保険者手帳、国家公務員共済組合若しくは地方公務員共済組合の組合員証、私立学校教職員共済制度の加入者証、国民年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書又は官公署、個人番号利用事務実施者若しくは個人番号関係事務実施者から発行若しくは発給されたその他の書類若しくはこれに類する書類であつて委員会が適当と認めるもの(個人識別事項の記載があるものに限る。)(のうちからいずれか二つ

3 条例第二十七条第二項及び第二十九条第一項に規定する開示請求に係る保有特定個人情報の本人の法定代理人又は任意代理人であることを証明するために必要な書類は、次の各号のいずれかに掲げる書類及び法定代理人又は任意代理人に係る前項の書類(法定代理人又は任意代理人が法人であるときは、登記事項証明書その他の官公署から発行又は発給された書類及び現に当該法人を代表して開示請求をしようとする者と当該法人との関係を証する書類その他の書類であつて委員会が適当と認める書類(当該法人の商号又は名称及び本店又は主たる事務所の所在地の記載があるものに限る。))とする。

- 一 本人の代理人として開示請求をする者が法定代理人である場合には、戸籍謄本その他の資格を証明することができる書類として、委員会が認める書類
- 二 本人の代理人として開示請求をする者が任意代理人である場合には、本人の委任状(別記第二号様式)



(開示決定通知書等)  
 第四条 条例第二十八条第二項に規定する書面は、次の表の上欄に掲げる場合につき、同表下欄に掲げる通知書とする。

一 条例第二十八条第一項の規定により保有特定個人情報全部を開示する旨の決定をした場合	保有特定個人情報開示決定通知書(別記第三号様式)
二 条例第二十八条第一項の規定により保有特定個人情報の一部を開示する旨の決定をした場合	保有特定個人情報一部開示決定通知書(別記第四号様式)
三 条例第二十八条第一項の規定により保有特定個人情報全部を開示しない旨の決定(条例第三十三条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る保有特定個人情報保有していないときの当該決定を含む。)をした場合	保有特定個人情報非開示決定通知書(別記第五号様式)

2 条例第二十八条第三項に規定する書面は、決定期間延長通知書(保有特定個人情報開示請求)(別記第六号様式)とする。

3 条例第二十八条第六項に規定する実施機関が定める事項は、当該公文書の作成年月日、当該開示請求者以外のものに係る情報の内容その他必要な事項とする。

4 委員会は、条例第二十八条第六項の規定により開示請求者以外のものに意見書を提出する機会を与える場合は、意見照会書(別記第七号様式)により通知するものとする。

5 委員会は、条例第二十八条第七項に規定する反対意見書が提出された場合において、当該反対意見書に係る保有特定個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定(以下「開示決定」という。)をしたときは、直ちに開示決定に係る通知書(別記第八号様式)により反対意見書を提出したものに通知するものとする。

(電磁的記録に記録された保有特定個人情報の開示方法)

第五条 条例第二十九条第二項の規定により、電磁的記録(ビデオテープ及び録音テープを除く。以下この項において同じ。)に記録された保有特定個人情報の開示は、電磁的記録に記録された当該保有特定個人情報に係る部分を印刷物として出力したものの閲覧又は交付により行う。

2 前項の規定にかかわらず、電磁的記録に記録された当該保有特定個人情報に係る部

分をディスプレイ等映像又は音声の出力装置に出力したものの視聴又はフロッピーディスク、光ディスクその他の電磁的記録媒体に複写したものの交付が容易であるときは、電磁的記録に記録された当該保有特定個人情報の視聴又は当該複写したものの交付により開示を行うことができる。

(開示の実施等)

第六条 保有特定個人情報の開示を写しの交付の方法により受ける者は、保有特定個人情報の開示(写しの交付)申込書(別記第九号様式)を提出しなければならない。

2 保有特定個人情報の開示を行う場合において、写しを交付するときの交付部数は、請求があつた保有特定個人情報記録された公文書一件につき一部とする。

3 委員会は、保有特定個人情報記録された公文書の閲覧又は視聴を受ける者が当該閲覧又は視聴に係る保有特定個人情報記録された公文書を汚損し、若しくは破損し、又はその内容を損傷するおそれがあると認めるときは、当該保有特定個人情報記録された公文書の閲覧又は視聴の中止を命ずることができる。

(未成年者又は本人の確認書の提出)

第七条 委員会は、未成年者の法定代理人による開示請求がなされた場合であつて、当該未成年者が満十五歳に達しているときは、開示することが条例第三十条第八号に規定する事項に該当するかどうかを判断するために、当該未成年者に開示についての確認書(別記第十号様式)の提出を求めることができる。

2 委員会は、任意代理人による開示請求がなされた場合は、当該開示請求の対象となる保有特定個人情報の内容が、本人による代理権の授権の範囲と合致するかどうかを判断するために、当該本人に対し、開示についての確認書(別記第十一号様式)の提出を求めなければならない。

(訂正請求書の提出)

第八条 条例第三十六条第一項の規定に基づき訂正請求をしようとする者は、保有特定個人情報訂正請求書(別記第十二号様式)を委員会に提出しなければならない。

(訂正請求者の確認等)

第九条 条例第三十六条第三項において準用する条例第二十七条第二項に規定する書類については、第三条第二項及び第三項の規定を準用する。

2 委員会は、訂正請求に係る保有特定個人情報が開示の決定を受けたものであることを確認する必要があると認めるときは、訂正請求をしようとする者に対し、保有特定個人情報開示決定通知書又は保有特定個人情報一部開示決定通知書の提示を求めるとができる。

(訂正決定通知書等)

第十条 条例第三十八条第二項に規定する書面は、保有特定個人情報訂正決定通知書(別記第十三号様式)とする。

2 条例第三十八条第三項に規定する書面は、保有特定個人情報非訂正決定通知書(別記第十四号様式)とする。

3 条例第三十八条第五項において準用する条例第二十八条第三項に規定する書面は、決定期間延長通知書(保有特定個人情報訂正請求)(別記第十五号様式)とする。

(事案移送通知書)

第十一条 委員会は、条例第三十四条第一項又は第三十九条第一項の規定により事案を移送した場合は、事案移送通知書(開示請求・訂正請求)(別記第十六号様式)により開示請求者又は訂正請求者に通知するものとする。

(利用停止請求書の提出)

第十二条 条例第四十二条第一項の規定に基づき利用停止請求をしようとする者は、保有特定個人情報利用停止請求書(別記第十七号様式)を委員会に提出しなければならない。

(利用停止請求者の確認等)

第十三条 条例第四十二条第二項において準用する条例第二十七条第二項に規定する書類については、第三条第二項及び第三項の規定を準用する。

2 委員会は、利用停止請求に係る保有特定個人情報が開示の決定を受けたものであることを確認する必要があると認めるときは、利用停止請求をしようとする者に対し、保有特定個人情報開示決定通知書又は保有特定個人情報一部開示決定通知書の提示を求めることができる。

(利用停止決定通知書等)

第十四条 条例第四十四条第二項に規定する書面は、保有特定個人情報利用停止決定通

知書(別記第十八号様式)とする。

2 条例第四十四条第三項に規定する書面は、保有特定個人情報利用非停止決定通知書(別記第十九号様式)とする。

3 条例第四十四条第五項において準用する条例第二十八条第三項に規定する書面は、決定期間延長通知書(保有特定個人情報利用停止請求)(別記第二十号様式)とする。

(審査会に諮問した旨の通知)

第十五条 委員会は、条例第四十七条において準用する東京都個人情報の保護に関する条例(平成二年東京都条例第百十三号。以下「個人情報保護条例」という。)第二十四条の三の規定により通知する場合は、審査会諮問通知書(別記第二十一号様式)によつて行うものとする。

(審査会への提出資料等の閲覧等)

第十六条 条例第四十七条において準用する個人情報保護条例第二十五条の五第一項の規定に基づき、個人情報保護条例第二十五条に規定する東京都個人情報保護審査会に提出された意見書又は資料の閲覧又は複写を請求しようとする者は、審査会提出資料等閲覧・複写請求書(別記第二十二号様式)を委員会に提出しなければならない。

2 委員会は、前項の規定により審査会提出資料等閲覧・複写請求書が提出されたときは、速やかに当該閲覧又は複写の可否を決定し、審査会提出資料等閲覧・複写承諾通知書(別記第二十三号様式)、審査会提出資料等閲覧・複写一部承諾通知書(別記第二十四号様式)又は審査会提出資料等閲覧・複写拒否通知書(別記第二十五号様式)により、当該閲覧・複写請求書を提出した者に通知するものとする。

附則

この規程は、平成二十八年一月一日から施行する。




第3号様式 (第4条関係)

第 年 月 日 号

保有特定個人情報開示決定通知書

様

東京都選挙管理委員会 

年 月 日付けの保有特定個人情報開示請求に対して、東京都特定個人情報の保護に関する条例第28条第1項の規定により、次のとおり保有特定個人情報の全部を開示することを決定したので通知します。

1 請求に係る保有特定個人情報の内容	日時	年 月 日	午前	時	分
	場所				
2 保有特定個人情報の開示の日時及び場所					
3 担当課					
4 備考	電話番号				

注1 当日は、この通知書と請求者本人であることを証明する書類を持参してください。  
 注2 上記の日時においてなれない場合は、事前に電話等で担当課まで連絡してください。

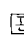
(日本工業規格A列4番)

第4号様式 (第4条関係)

第 年 月 日 号

保有特定個人情報一部開示決定通知書

様

東京都選挙管理委員会 

年 月 日付けの保有特定個人情報の開示請求に対して、東京都特定個人情報の保護に関する条例第28条第1項の規定により、次のとおり保有特定個人情報の一部を開示することを決定したので通知します。

1 請求に係る保有特定個人情報の内容	日時	年 月 日	午前	時	分
	場所				
2 保有特定個人情報の開示の日時及び場所					
3 開示しない部分及びその理由	(東京都特定個人情報の保護に関する条例第30条第 号に該当)				
4 担当課					
5 備考	電話番号				

注1 当日は、この通知書と請求者本人であることを証明する書類を持参してください。  
 注2 上記の日時においてなれない場合は、事前に電話等で担当課まで連絡してください。  
 注3 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、東京都選挙管理委員会に対して異議申立てをすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。)  
 注4 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、東京都を被告として(訴訟において東京都を代表する者は東京都選挙管理委員会となり、訴え)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記3の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。


(日本工業規格A列4番)

第5号様式 (第4条関係)

第 年 月 日 号

保有特定個人情報非開示決定通知書

様

東京都選挙管理委員会 

年 月 日付けの保有特定個人情報の開示請求に対して、東京都特定個人情報の保護に関する条例第28条第1項の規定により、次のとおり保有特定個人情報の全部を開示しないことを決定したので通知します。

1	請求に係る保有特定個人情報の内容	(東京都特定個人情報の保護に関する条例第30条第 号に該当)
2	開示しない理由	
3	担当課	電話番号
4	備考	

注 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、東京都選挙管理委員会に対して異議申立てをすることができます。(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。)

注 2 この決定については、(訴訟において東京都を代表する者は東京都選挙管理委員会となり、東京府を被告として、訴訟を提起することができます。(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内)、処分取消の訴えを提起すること、この決定の日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

ただし、上記1の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内、処分取消の訴えを提起することができます。

(日本工業規格A列4番)


第6号様式 (第4条関係)

第 年 月 日 号

決定期間延長通知書

(保有特定個人情報開示請求)

様

東京都選挙管理委員会 

年 月 日付けの保有特定個人情報の開示請求に対して、東京都特定個人情報の保護に関する条例第28条第3項の規定により、次のとおり開示決定等の期間を延長したので通知します。

1	請求に係る保有特定個人情報の内容	(東京都特定個人情報の保護に関する条例第28条第1項の規定による決定期間)
2	東京都特定個人情報の保護に関する条例第28条第1項の規定による決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
3	延長後の決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
4	延長理由	
5	担当課	電話番号
6	備考	

(日本工業規格A列4番)